

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（県税の課税免除） 第 2 条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第 1 項又は第39条第 1 項に規定する指定事業者該当するものであって、認定日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 （1）～（4） [略]	（県税の課税免除） 第 2 条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第 1 項又は第39条第 1 項に規定する指定事業者該当するものであって、認定日から<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 （1）～（4） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第 3 条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して 1 月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して 1 月を経過した日とする。